

令和7年1月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年1月30日(木)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

1階「第1会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸

2 番 楠田 孝夫

4 番 田中 孝喜

5 番 田島 正孝

6 番 増田 京子

7 番 高尾 晃

8 番 谷村 英里子

11 番 山口 泰

13 番 西 秀敏

14 番 川島 博昭

2. 欠席委員

3 番 山本 忍

9 番 村川 浩記

10 番 松下 喜光

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

5 番 田島 正孝

6 番 増田 京子

第2 提出議案

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第40号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第41号 参考賃借料の設定について

「異議なし」により可決承認

議案第42号 令和7年度波佐見町農作業標準賃金について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年1月30日（木） 午前10時30分 開会

滝川係長	ただいまから令和7年1月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
滝川係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
滝川係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「5番 田島正孝委員」「6番 増田京子委員」をお願いします。 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」 を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第38号の申請を朗読し説明する。） 今回の申請ですが、申請者は〇〇を経営しており、ふるさと納税返礼品を出品するにあたり、梱包作業をする場所が必要であり、また、現在の駐車場も手狭になっているため、新たに作業場と駐車場用地を確保するもので、今回、転用の申請をされています。 申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 次に被害防除計画ですが、盛土、切土は行わず、現状のまま利用されるので、流出等の被害は生じないとあり、隣接農地がないことから日照、通風等の影響は生じないと思われます。なお、雨水等の排水は、道路側溝に流れていく計画となっています。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長	それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。
高尾委員	はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第38号は、許可することにいたします。 続きまして、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第40号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	(別紙資料 議案第39号について読み上げて説明する。) 今回提出した集積計画は、宿郷藤ノ川54-1他合計36筆で、面積は、合計67,518㎡となります。 利用権設定をするものは、宿郷〇〇さん他17名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和7年3月10日からで、10年間の令和17年3月9日までが15筆、8年7ヶ月間の令和15年10月9日までが3筆、5年間の令和12年3月9日までが18筆、となっています。 (別紙資料 議案第40号について説明する。) 次は、集積計画に対しての促進計画になります。 土地の所在及び面積は、宿郷藤ノ川54-1他合計36筆で、面積は、合計67,518㎡となります。 利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、宿郷〇〇さん他10名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和7年3月10日からで、10年間の令和17年3月9日までが15筆、8年7ヶ月間の令和15年10月9日までが3筆、5年間の令和12年3月9日までが18筆、となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第40号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第39号及び、議案第40号については、承認することといたします。

続きまして、**議案第41号「参考賃借料の設定について」**を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

滝川係長

(別紙資料 議案第41号の申請を朗読し説明する。)

参考賃借料の設定にあたっては、1月24日に参考賃借料検討協議会を開催しました。川島会長を議長として「貸し手」の方を5名、「借り手」の方を5名、学識経験者として、農業関係団体の方を5名、合計15名の方を委員として委嘱をして、参考賃借料について協議を行いました。

「参考賃借料の設定」については、平成21年の農地法改正により従来の「標準小作料制度」は廃止され、現在では過去1年間に設定された賃貸借の実績に応じて、その平均値を「賃借料情報」として公表することになっています。

しかし、その「賃借料情報」では実勢に合ったものとは言えず、健全な農業経営を保つための一定の規範となる指標が必要となったことから、波佐見町の農業委員会では、平成27年度に「参考賃借料検討協議会設置要綱」を策定し、3年に1回を目安に「参考賃借料」を設けることとしています。

長崎県内で、「参考賃借料」を設定しているのは、波佐見町のみで、独自の取り組みとなっており、「参考賃借料」あくまで賃借料の目安となる金額であり、「賃借料」の設定は、「貸主」、「借主」の双方で決めることが大前提になります。

「参考賃借料設定の流れ」としましては、検討協議会から決定された案が先ほど示したものになりますが、本日の農業委員会総会で承認が得た後、広報誌やホームページ等で公表していく流れになります。

「賃借料の設定の参考資料」として、23ページには、「参考賃借料の推移」ということで、平成14年度から現在までの推移を載せております。本町の農地の区分は、圃場整備済地区の「平坦部」と「山間部」、圃場整備未済地区の「平坦部」、そして「山間部棚田」の4つに分けており、反当りの金納と物納について設定しています。

「圃場整備済地区の平坦部」で見ると「平成14年度～16年度」では金納では19,000円、物納では73kgと設定されていたものが、今では、金納では7,000円～10,000円、物納では30kg～45kgと設定されています。

また、資料の24ページには、31年産から6年産の農協の米の買取価格の推移を載せております。対前年増減率で見ると2年産～4年産は減少している状況でしたが、5年産、6年産は増加している状況となっており、その表の下の方に載せているように令和2年～令和5年産の対前年増減率5年分の平均値は、109%となっています。

今回提案させていただく「参考賃借料」の額については、現在の参考賃借料に、対前年増減率5年分の平均である109%をかけた額を千円未満の端数は切り捨てということで、検討協議会で決定しましたので、現在の額との変更はありません。

また、「物納」については、今までは、米の重さを表示していましたが、農協の買取価格は、年によって変動しており、「金納」の場合の額とかけ離れた設定になっている場合があったので、今度から「参考賃借料」に米の重さを表示するのではなく、表の下の方にあるように、留意事項の3に「物納の場合は、参考賃借料をもとに算出してください」という表示に変更することとなりました。他にも軽微な変更点として、「留意事項」の文言の追加と、「留意事項1」の文を強調したいので、留意事項の一番先にもってきており、「あくまで標準的な目安となる金額」という文に波線を引いています。

会議の中では貸し手の方、借り手の方双方からいろんな意見が出ました。貸し手の方につきましては、管理してくれるだけでありがたいという意見が皆さんから出ていました。また、担い手不足や高齢化、資材高騰等を考えると、米の価格が上がったとはいえ、一概に賃借料を上げることにはつながらないのではないかという意見もありました。

借り手の方からは、水利費が上がっている地区や資材高騰などもあり、少しでも下げてほしいという意見がありました。学識経験者からは、6年産の米の買取価格が上がったが、資材も高騰しており、現状、採算が取れているか分からないという意見もありました。

会議の結果、米の値段が上がっている状況ではあるが、現在の設定と同等の額が妥当であるということで、この金額になりました。

他にも、今後の情勢で、米の価格の大きな変化があった場合は必要に応じて見直す機会を設けるということとなりました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。

川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。
楠本推進委員	正直言いまして、米の価格が上がったために賃借料を下げるのが困難だったのかなあと思いました。数制的な事を言うと担い手不足や資材高騰を鑑みると1,000円でも下げた方が良かったのかなと思う。実際には難しいとは思いますが。
川島委員	事務局からは上限11,000円で案は上がっていた。貸し手・借り手の意見が上がって上限を1,000円下げて結果現状維持になった。あくまでも参考なので条件に応じて当人同士で話し合っ決めていけばいいと思う。
楠本推進委員	このように示されるとどうしてもそのようになってしまう。案として6,000円くらいから1,000円刻みくらいで出せなかったのか。
事務局長	案としては11,000円・10,000円を上げた。貸し手もほとんどは作ってもらうだけでありがたいという方がほとんどだが、中には少しでも上げてほしいという方もおられる。県内では波佐見町だけが設定しておりそもそもこの設定が必要なのかという思いはあるが設定されていないとやりにくいとの声もある。
楠本推進委員	3年間変わらないのか。1年単位での設定はできないのか。
川島委員	協議会は情勢が変われば必要に応じて協議することはある。
滝川係長	設定されているとやりにくいとの声が多いのであれば他の地区では設定していないのでなくすこともできる。他の地区にあわせて1年間の実績のみを示してそれをもとに設定できる。
川島委員	色々意見はありますが今後の情勢を見て協議するなどして検討していきたい。それでいかがでしょうか。
川島委員	それではお諮りいたします。議案第41号「参考賃借料について」は、提案どおりとすることにご異議ございませんか。
	(「異議なし。」と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第41号については、承認することといたします。 続きまして、 議案第42号「令和7年度波佐見町農作業標準賃金について」 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第42号の申請を朗読し説明する。)

参考資料として令和7年1月現在の「近隣市町における農作業標準賃金一覧表」をつけております。一覧表の波佐見町の欄は令和6年度の賃金を記載しています。今年度は「田植え・稲刈りの補助員賃金」のみを変更しており、令和6年度は7,200円以上としていましたが、現在の長崎県の最低賃金が1時間953円となっており、8時間で7,624円となりますので、7,700円以上と設定をしております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

高尾委員

税込みかどうか。

川島会長

法人で請求する時はどんなされていますか。

楠本推進委員

税込みで請求しています。

高尾委員

税込みですね。わかりました。

川島会長

それではお諮りいたします。

議案第42号「令和7年度波佐見町農作業標準賃金について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第42号については承認することといたします。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。